



消費生活サポーターだより No.58

令和6年1月

長野県消費生活サポーターの皆様におかれましては、日頃より地域や職場等で啓発活動や見守り活動等にご協力をいただき、ありがとうございます。本年も引き続きよろしくお願いいたします。今月は、「注意！怪しい投資勧誘」、「冬の生活で気を付けたいこと」などを掲載しました。皆様の活動等の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～

◎ 注意！投資勧誘トラブル 暗号資産・FXでもうけるはずが・・・

最近では、詐欺的な投資勧誘に関するトラブルが目立ってきています。県内の警察署においても、FX（外国為替証拠金取引）投資の名目で8,000万円余りをだまし取られた被害がありました。投資などをうたった詐欺の被害額も昨年より増加しています。引き続き注意が必要です。

特にSNS等でのやり取りの場合は、相手の素性、投資内容などの確定は難しく、支払ってしまったお金の回収も困難です。また、無登録の海外事業者による詐欺的な投資トラブルにもご注意ください。



【相談事例】

スマートフォンで著名人のコメントなどが載った投資関連のインターネット広告を見てアクセスしたところ、投資グループのSNSへの参加を勧められ登録した。その後、SNSを通じて投資サイトの関係者と思われる相手から「FXは投資額が大きいほどもうけも大きい」などのメッセージを受信した。指定された口座に何回に分けて合計500万円余りを振り込んだ。その後連絡が取れなくなった。返金してほしい。

【トラブル防止のポイント】

- ▶必ず儲かるなどをうたった投資などのもうけ話は注意！
- ▶SNSやマッチングアプリ等で知り合った相手から投資を勧められた場合は、詐欺などを疑う！
- ▶友達や知人であっても、人間関係と切り離して冷静に判断！
- ▶取引前に必ず登録を受けた業者かどうか「免許・許可・登録を受けている業者一覧」で確認！（金融庁HPで確認！日本の居住者に対してFX取引業務や暗号資産交換業務を行う場合は、金融庁への登録が必要）
- ▶振込相手が全く関係の無い個人や法人名義の口座を指定したら要注意！
- ▶少しでも、怪しい・心配と感じたら早めに消費生活センターや警察に相談！



（消費者庁イラスト集より）

消費者ホットライン 188（局番なし） 警察相談専用電話 #9110

【電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害状況（令和5年1月から11月末・暫定値）県警察】

○被害件数 **193件**（前年比+20件）

○被害額 **約7億** 9,548万円（前年比+約3億51万円）

○被害傾向 架空料金請求詐欺が増加！ 1件当たりの被害額が高額！

男性：1位 架空料金請求詐欺 女性：1位 オレオレ詐欺

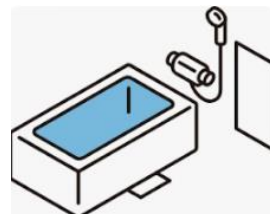
◎冬の生活で気を付けたいこと ～入浴中の事故に注意！～

今年は暖冬傾向の予報が出ておりますが、これから一年で一番寒い季節を迎えます。特に暖かい居間から冷たい浴室、脱衣室など、温度差の大きいところへ移動すると、温度変化により血圧が急変し脳卒中や心筋梗塞などを引き起こすことがあります。それにより、いわゆる「ヒートショック」と呼ばれるような入浴中の事故が多くなっており、毎年、交通事故よりも多くの方が亡くなっています。

【事故防止のポイント】

- ▶入浴する前には、脱衣所や浴室を暖かくして温度差をなくす！
- ▶浴槽から出るときには、ゆっくりと立ち上がり、急には立ち上がらない！
- ▶薬などの服用後、アルコールの摂取後は入浴を控える！
- ▶人によって影響は異なりますが、お湯の温度は41度以下にし、長時間の入浴は控える！ など

一番重要



長野県からのお知らせ

◎若者向け消費者被害防止の啓発を実施します！

1月8日は成人の日です。2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年に達すると、親の同意が無くても自分で契約ができるようになった反面、未成年を理由に一方的に取消しすることができなくなりました。契約の知識や経験が少ない若者を悪質業者が狙っているので注意が必要です。



(消費者庁イラスト集より)

県では、そうした若者の消費者被害の未然防止、早期発見等を目的とした取組みとして、若者の被害防止のポスターやリーフレットを作成し、市町村、県内の高校・大学等へ配布しました。参考に添付いたします。

詳しい啓発内容等は、1月中旬以降に長野県ホームページ「消費生活情報」に掲載しますのでそちらをご覧ください。
<https://www.nagano-shohi.net/>

◎消費生活サポーター研修会を開催します！

先月号でもお知らせさせていただきましたが、消費生活サポーターの皆様のスキルアップや、意見・情報交換による相互の繋がりを深めることを目的として消費生活サポーター研修会を開催します。

◆開催日時：令和6年1月26日（金） 午後1時30分～午後4時

◆開催場所：長野県庁西庁舎3階301会議室（長野市大字南長野字幅下692-2）

今回は前半に、信州大学の菊池聡教授にご講義いただきます。菊池教授は、著書も多く出され、信州大学での講義の他にも、放送大学の客員教授も務めるなど幅広く活躍されています。後半は、意見・情報交換等を予定しています。

※申込締切：1月12日 詳しくは、先月お送りしました開催通知をご覧くださいお申し込みください。

添付資料

○独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 第469号、第470号



長野県 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：水澤
電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374
Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課

研修会への参加を
お待ちしております！



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち